

## 石綿含有事前調査業務 仕様書

石綿含有事前調査業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

## 1 業務概要

大気汚染防止法（以下、「大防法」）第 18 条の 15、および労働安全衛生法石綿障害予防規則（以下、「石綿則」）第 3 条に基づく石綿含有事前調査として、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省、環境省）』、その他関係基準に則り調査を実施する。

## 2 調査対象

調査対象建築物は以下に示す範囲とし、詳細な対象部位は受託者（設計者）および調査職員と協議し決定する。

名 称：西消防署河内出張所  
場 所：熊本市西区河内町野出 1891 番地 1  
構 造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 平屋建て  
用 途：(建築物の用途) 消防庁舎 (対象部位の用途) 消防庁舎  
新築の時期：昭和 59 年 (1984 年)  
改修の有無：有

## 3 調査者の資格

調査者の資格は、石綿含有建材調査者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者のいずれかの資格を有する者）または、令和 5 (2023) 年 10 月 1 日の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、採取を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者とする。

## 4 業務の内容

- ① 受託者（設計者）が示す改修（解体）対象部位について、調査対象建材のリスト化
- ② 受託者（設計者）または調査職員が提供する改修等履歴のまとめ
- ③ 受託者（設計者）または調査職員が提供するその他資料のまとめ
- ④ 対象建材それぞれについて石綿含有の有無等を判断
  - ・ 上記資料をもとに書面調査による判断
  - ・ 目視調査による判断
  - ・ “みなし” の判断 ※受託者（設計者）および調査職員と協議し決定する
  - ・ 分析調査の要否の判断 ※検体採取の可否も同時に判断すること

- ⑤ 石綿含有の有無等の判断結果と根拠資料のまとめ
- ⑥ 分析調査結果の整理（別途業務委託による分析調査時の立会いを含む）  
※分析調査は別途業務委託にて実施する
- ⑦ 上記をもとにした、様式『改修（解体）対象の建材リスト』（工事前）の作成
- ⑧ 『石綿含有事前調査結果報告書』のまとめ（⑤、⑥および⑦を添付したもの）

## 5 特記事項

- ・ 本委託の履行にあたっては、関係する諸法令を遵守すること。
- ・ 作業中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受託者がその責任を負うこと。
- ・ 発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受託者の責任において適切に処分すること。
- ・ 調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- ・ 調査者は調査結果の記録を 40 年間保存すること。
- ・ 成果品は本市において閲覧に供したうえで、工事発注図書等に添付し公開することに留意する。
- ・ 成果品について質疑等があった場合は、履行期間完了後であっても適正に対応すること。

## 6 成果品

受託者は『石綿含有事前調査結果報告書』として、以下の書類をとりまとめ、電子媒体を 2 部提出する。

- ア) 表紙「石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書」
- イ) 改修（解体）対象の建材リスト（工事前）
- ウ) 各建材の石綿含有判断の根拠資料
  - ・ 工事履歴の分かる図面
  - ・ 石綿含有建材データベース資料
  - ・ その他製造会社の公開資料
  - ・ 石綿分析調査報告書
  - ・ その他資料
- エ) 現況平面図
- オ) 建材の写真
- カ) 資格者証の写し